

白河市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、白河市議会を構成する白河市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限又は地位による影響力を不正に行使し、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市政に係る権限及び責務を深く自覚し、法令及び条例はもとより、次条に規定する政治倫理基準を遵守し、活動しなければならない。

2 議員は、次条に規定する政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自ら率先して説明責任を果たすものとする。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。
- (2) 地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市税等の納付については定められた納期限内に完納するとともに、同一世帯に属する者に対し、その者に係る市税等が適正に納付されるよう促すよう努めること。
- (4) 市が行う許可、認可等の行政処分及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（次号において「指定管理者」という。）の指定、又は補助金等の交付の決定に関し、不正に特定の企業、団体及び個人のために働きかけをしないこと。
- (5) 市が設立した公社、市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人及び指定管理者が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約、物品納入契約等に関し、不正に特定の企業、団体等のために働きかけをしないこと。
- (6) 市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、推薦、紹介等の働きかけをしないこと。
- (7) 市の職員等の公正な職務の執行を妨げ、その権限又は地位による影響

力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

- (8) 虚偽の事実や誹謗中傷の発言又は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしないこと。
- (9) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。
- (10) 飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(就業等の報告義務)

第4条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止若しくは廃止したとき又は職を辞したときも、同様とする。

- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

(審査の請求)

第5条 市民（法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。）は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する行為をしたと認めるときは、当該違反する行為を証する資料を添え、市民の4人以上の者の連署及び議員3人以上の紹介をもって、議長に対し審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して30日以内に、議会に白河市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該事案について審査を付託するものとする。

2 審査会は、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 政治倫理基準に違反する行為の存否
- (2) 白河市議会において講ずべき措置があるときは、その講ずべき措置

3 議長は、第1項の規定により審査会を設置したときは、速やかに前条の規定により審査の請求を行った者（以下「審査請求者」という。）及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

(審査会の組織等)

第7条 審査会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。ただし、紹介議員及び審査対象議員は、委員となることができない。
- 3 審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告をしたときまでとする。ただし、審査会の委員が議員の職を失ったときは、当該審査会の委員の任期を終了するものとする。

第8条 審査会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、審査会を代表し会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは年長議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。
- 5 審査会の委員は、審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 審査会の委員は、公平かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない。

(審査会の会議)

第9条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、審査会の委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(審査会の調査)

第10条 審査会は、審査を行うに当たり、審査対象議員、審査請求者、識見を有する者等（以下「審査対象議員等」という。）に対し、会議への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

(審査対象議員等の義務)

第11条 審査対象議員等は、審査会から、資料の提供又は会議への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 審査対象議員等は、会議において、意見を述べることができる。
- 3 審査会は、審査対象議員が第1項の規定による出席要求を拒否したとき、又は虚偽の陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。

(結果の報告)

第12条 審査会の委員長は、審査が終了したときは、速やかに審査の結果を議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定による結果の報告を受けたときは、審査請求者及び審査対象議員に対し、その内容を文書で通知する。

3 審査対象議員は、前項の通知を受けたときは、議長に対して弁明書を提出することができる。

(議会の措置)

第13条 議会は、審査会の報告を尊重する。

2 議会は、審査対象議員が政治倫理基準に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じ、これを公表しなければならない。この場合において、審査対象議員から弁明書の提出があったときは、当該弁明書を併せて公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前になされた政治倫理基準に違反する行為については、第5条の規定は適用しない。

平成27年3月19日提出

理 由

白河市議会議員は、市民との間に、より深い信頼関係を築く基盤として、市民全体の代表者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限又は地位による影響力を不正に行使し、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう、本市議会の明確な政治倫理基準を定め、議員の政治倫理の確立を図り、公正で民主的な市政の発展に寄与するために、この条例を制定しようとするものである。

